

障がい福祉瓦版

「障がい児者相談支援センター」

■相談・問い合わせ先 市障がい児者相談支援センター ☎(37)9970

新年度になり、新たな環境下で生活や仕事を始めた方もいらっしゃると思います。適時リフレッシュをしながら、少しずつ慣れていきましょう。

さて今回は、下野市障がい児者相談支援センターについてより多くの方に知っていただくため、改めて自己紹介をさせていただきます。

下野市障がい児者相談支援センターとは

下野市にお住まいの障がいのある方や、そのご家族、支援関係者のための相談窓口です。下野市役所の社会福祉課(1階9番窓口)にあります。

さまざまな相談に対応できるよう、社会福祉士や精神保健福祉士、相談支援専門員などの専門職が在籍しています。



相談内容

実際にお受けした相談の中で、よくあるものを一部ご紹介します。

《働くこと》

- ◆福祉的就労をしたいが、どんな作業があるか教えてほしい。
- ◆就労系サービスの種類(A型・B型・就労移行)の違いを説明してほしい。

《制度の利用》

- ◆どんな福祉サービスを利用できるのか教えてほしい。
- ◆福祉サービス利用の手続きの流れを教えてください。

《親亡き後》

- ◆生活する場所をどこにすれば良いのか相談したい。
- ◆誰か相談相手になる人はいるのか教えてください。



《生活に関すること》

- ◆ヘルパーに掃除や料理を手伝ってほしい。
- ◆グループホームや施設に入って生活を送りたい。

まずはご相談を

ご自身やご家族の障がいについて、誰かに話をする場合、不安を抱いたり、抵抗を感じたりする方もいらっしゃるかもしれませんが、センターでは安心して相談していただけるよう、プライバシーを守り、丁寧な対応を心がけています。

ご相談の内容によっては、センターだけでは解決できないこともあります。その場合はご本人、ご家族の了解を得たうえで、外部の専門機関へお繋ぎします。今後も様々な機関と連携しながら、より良い支援体制を構築していきます。

■利用方法

- 来 所 市役所1階9番窓口(社会福祉課内)
- 電 話 (37)9970
- F A X (37)9970
- メール shimotsuke.soudan@topaz.plala.or.jp



メールはこちらから

■開所日時 平日の午前8時30分～午後5時15分(祝日・年末年始を除く)

- ・ご自宅などへの訪問も可能です。ご本人以外(ご家族など)からの相談も可能です。
- ・利用は無料です。
- ・相談員が外出している場合があります。来所の際は、事前のご予約にご協力ください。
- ・相談内容は、外部にもれることがないよう細心の注意を払い、秘密を厳守します。

